

横田飛行場におけるP F O S等を含む水の米側による処理について

このことについて、防衛省北関東防衛局から、下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

記

○ 情報提供内容

昨（令和6）年8月30日に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのP F O S及びP F O Aを含む水の漏出事案に関し、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示されたのでお知らせいたします。

米側からは、

- ・ 貯水池の残水はP F O S及びP F O Aを除去する効果がある粒状活性炭フィルターを用いて浄化处理し、サンプル採取により同フィルターの効果を確認したうえで、浄化後の水は雨水排水路へ放流される。
- ・ 同フィルターの仕様は、2022年10月に厚木海軍飛行場の調整池のP F O S及びP F O Aを含む水を処理したものと同一である。当時、同フィルターは、調整池の濃度910 ng / LのP F O S及びP F O Aを浄化後に平均4.7 ng / Lの値にまで低減させており、その除去効率は99.5%であった。
- ・ 横田飛行場は、現在、消火訓練施設で同フィルターを稼働させる

ための最終段階に入っている。

- ・ 消火訓練施設を継続して使用するか、消火訓練を別の場所で行うかについては、最終決定されていない。最終決定されるまで、空になった貯水池は、今後貯水池内に水が溜まらないよう、暫定措置として土で埋め立てられる。
- ・ 梅雨の時期が近づく中、本件にスピード感を持って取り組んでいる。

との説明を受けております。

防衛省としては、低減されたPFOS及びPFOAの濃度を確認するため、環境補足協定に基づき、地元自治体の皆様方と横田飛行場へ立入り、浄化処理後の水のサンプル採取を行うことを米側に要請する。浄化後のPFOS及びPFOAの濃度の合算値が50ng/L（暫定目標値。令和8年4月以降、水道水については基準値にする予定）を下回っていれば、当該放流は許容されるものと環境省の確認を得ております。